

国外犯罪被害弔慰金等支給制度 Q & A

Q

弔慰金等の申請はどこで行うのですか。

A

申請者の住所地を管轄する都道府県警察本部で申請をすることができます。
なお、海外にお住まいの方は最寄りの在外公館等でも申請をすることができます。

Q

海外の制度の下で、申請に必要な書類が準備できない場合はどうすればよいですか。

A

申請の際に添付することが必要とされている書類でも、例えば、死亡診断書等一部の書類については、その書類を準備できない理由が記載された書類を提出することで申請が可能です。

Q

国外犯罪行為による被害であれば、どのような場合でも弔慰金等が支給されるのですか。

A

犯罪による被害でも、例えば次のような場合には、弔慰金等が支給されないことがあります。

- 被害者と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などがあったとき
- 被害者が犯罪行為を誘発し、または容認したとき
- 被害者が集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき
- 被害者または被害者の遺族と加害者との関係その他の事情から弔慰金等を支給することが社会通念に照らし適切でないと認められるとき。

Q

国外で交通事故によって被害を受けた場合には、弔慰金等は支給されますか。

A

この制度は、故意の国外犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故による被害には、弔慰金等は支給されません。

ただし、故意に車両等でひいたことによる被害については弔慰金等の支給対象とされることがあります。

Q

国外で発生した犯罪行為によって傷害を負い、
その犯罪行為が原因で帰国後に亡くなった場合、弔慰金は支給されますか。

A

亡くなる原因となった犯罪行為が国外で発生した場合、弔慰金の支給対象となります。

Q

第一順位の遺族が弔慰金の申請をしないこととした場合、
次の順位の遺族が弔慰金の申請ができるようになりますか。

A

弔慰金の支給を受けることができるのは、第一順位のご遺族のみとされていますので、第一順位のご遺族が弔慰金の申請をしないこととした場合、他のご遺族が弔慰金の支給を受けられるようになるわけではありません。

Q

長い間国外に住んでいる家族が亡くなったのですが、弔慰金を受給することができますか。

A

被害者（日本国籍をお持ちの方）が海外に永住すると認められる方でなければ、弔慰金の支給対象となります。

Q

亡くなった家族には海外に住んでいる外国籍の妻（夫）がいるのですが、
日本国籍を持つ他の家族は弔慰金を受給できますか。

A

第一順位のご遺族の方が日本国籍をお持ちでなく、かつ、日本に住所を有していない場合、他のご遺族が日本国籍をお持ちであっても、弔慰金は支給されません。